

人閣議第三〇〇号

起 案

平成二年一月二〇日

決定 平成十二年十二月三十日
上奏 平成十二年十二月三十日
裁可 平成十二年十二月三十日
平成 年 月 日
年 月 日

施行
平成 一年二月二日
平成 年 月 日

人事記録簿

内閣總理大臣

內閣官房長官

內閣官房副長官

角
血

10

內閣參事官

卷之三

10

閣

内

検事長に任命する

法務事務次官

原
田

明夫

内

閣

一級に叙する

検事長 松浦 恒

次長検事に任命する

一級に叙する

検事 河内 悠紀

検事長に任命する

一級に叙する

検事長 村山 弘義

次長検事 堀口 勝正

願に依り本官を免ずる

内閣
印書

法務省人任第2748号
平成11年12月17日

内閣総理大臣殿

法務大臣



下記のとおり人事異動を実施したいので、閣議の上、発令方願います。

なお、本件は、東京高等検察庁検事長村山弘義の退官に伴い、その後任に法務事務次官原田明夫を、また、次長検事堀口勝正の退官に伴い、その後任に仙台高等検察庁検事長松浦恂を、その後任に法務総合研究所長河内悠紀をそれぞれ充てようとするものであります。

記

法務事務次官 原田明夫

検事長に任命する

一級に叙する

仙台高等検察庁検事長 検事長 松浦 恒

次長検事に任命する

一級に叙する

最高検察庁検事
法務総合研究所長 検事 河内悠紀

検事長に任命する

一級に叙する

東京高等検察庁検事長 検事長 村山弘義

願に依り本官を免ずる

次長検事 堀口勝正

願に依り本官を免ずる

(平成11年12月22日付け)

1 丁		法務省		本籍		出生年月日		昭和一四年一一月三日	
		出生地		年月日		事項		序名	
四九	四六	四五	四一	三八	三七	司法試験第二次試験合格	司法試験管理委員会	氏名	はら だ あき お
四	八	四三	四一	四〇	九	東京大学法学部卒		旧氏名	原 田 明 夫
一	一六	四五	四三	四一	九	司法修習生の修習終了	最高裁判所	序名	はら だ あき お
		二三	二二	二一	一九	司法修習生を命ずる			
		二七	二七	二七	二五	検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する			
					一九	岡山地方検察庁検事に配置換する			
					東京地方検察庁検事に配置換する				
						福井地方検察庁検事に配置換する			
						ドイツ連邦共和国へ出張を命ずる			
						出張期間は昭和四六年一月四日から同年四月三日までとする			
						東京地方検察庁検事に配置換する			
						法務事務官（法務省刑事局付）に併任する			
						法務事務官（法務省刑事局付）に併任する			
						法務事務官（法務省刑事局付）に併任する			

2 丁		法務省		年	月	日	事	項	原 田 明 夫
五四	〃	〃	五〇	二	一五	外務事務官（大臣官房）の併任を解除する	法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する	法務省	法務省
一	一二	〃	七	一	〃	法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する	法務事務官（法務省刑事局付）に併任する	法務省	法務省
二九	二六	〃	〃	一	〃	外務事務官（在アメリカ合衆国日本国大使館）に転任させる	外務事務官（法務省刑事局付）に併任する	法務省	法務省
		〃	八	一四	一	一等書記官を命ずる	法務省に出席させる	法務省	法務省
		〃	八	一四	一	帰朝を命ずる	法務省に出席させる	法務省	法務省
		〃	八	一四	一	検事二級（東京地方検察官検事）に転任させる	法務省刑事局参事官に充てることを解く	法務省	法務省
		〃	八	一四	一	法務省刑事局参事官に充てることを解く	法務省刑事局参事官に充てることを解く	法務省	法務省
		〃	八	一四	一	アメリカ合衆国へ出張を命ずる	法務省刑事局参事官に充てることを解く	法務省	法務省

3 丁		法務省		年	月	日	事	項	原	田	明	夫
									法	務	省	名
	"	五 六	一 九	法務省刑事局参事官に充てる	かねて法務省刑事局総務課国際犯罪対策室長に充てる	かねて法務省人権擁護局付に充てる	かねて法務総合研究所教官に充てる	出張期間は昭和五四年一月三〇日から同年二月一六日までとする				
	"	五 七	一 一	大韓民国へ出張を命ずる	出張期間は昭和五七年一月一八日から同月二二日までとする	外務事務官（アジア局）に併任する	併任の期間は昭和五七年一月二二日までとする	"				
	"	九 一 三	一 八	フィリピン、マレイシア、シンガポール、インドネシア、タイ、イン ド及び香港へ出張を命ずる	出張期間は昭和五七年一〇月四日から同月二〇日までとする	外務省	外務省	"				
				法務大臣官房司法法制調査部司法法制課長に充てる	法務省刑事局総務課国際犯罪対策室長に充てることを解く	法務省人権擁護局付に充てることを解く	法務省	法務省	法務省	法務省	法務省	法務省

4 丁		法務省				原田明夫
		年	月	日	事	
六一	六	昭和五八	四	一五	法務総合研究所教官に充てることを解く	法務省
		二七	二七	二七	法制審議会幹事に併任する	法務省
		五	二四	最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会幹事に任命する	最高裁判所	
		二四	西ドイツ、ベルギー、フランス及び連合王国へ出張を命ずる			
		五九	一一	出張期間は昭和五八年六月四日から同月一六日までとする		
		六〇	一一	法務省刑事局公安課長に充てる	法務省	
		六〇	一二	最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会幹事を免ずる	最高裁判所	
		六〇	一五	法制審議会幹事に併任する	法務省	
		六	一五	検察官特別考試審査会臨時委員に併任する		
		七	二五	併任の期間は昭和六〇年一二月三一日までとする		
		七	二五	インドネシア、マレーシア、大韓民国及び香港へ出張を命ずる		
		八	八	出張期間は昭和六〇年七月二八日から同年八月一七日までとする		
				大韓民国へ出張を命ずる		
				出張期間は昭和六〇年一〇月一七日から同月二二日までとする		
				東京高等検察庁検事に配置換する		
				法務省刑事局刑事課長に充てる		
				検察官特別考試審査会臨時委員に併任する		
				併任の期間は昭和六一年一二月三一日までとする		

5 丁		法務省		年	月	日	事	項	原田明夫
				昭和六一	九	一	法務省刑事局総務課長に充てる		法務省
	四	六一	六二	六三	六四	一〇	副検事選考審査会予備委員に併任する		
	二五	六四	六五	六三	四	八	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二五条による合同委員会の補助機関たる刑事裁判管轄権分科委員会日本代表を委嘱する		
		六二	六一	一五	一五	一〇	最高裁判所刑事規則制定諮問委員会幹事に任命する	最高裁判所	
		六一	六二	一五	一五	八	法制審議会幹事に併任する	法務省	
		六三	六四	一〇	一〇	一〇	検察官特別考試審査会臨時委員に併任する	法務省	
		六四	六五	一〇	一〇	一〇	併任の期間は昭和六二年一二月三一日までとする	法務省	
		六五	六六	一〇	一〇	一〇	法務大臣官房人事課長に充てる	法務省	
		六六	六七	一〇	一〇	一〇	法務省人事管理官を命ずる	法務省	
		六七	六八	一〇	一〇	一〇	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二五条による合同委員会の補助機関たる刑事裁判管轄権分科委員会日本代表の委嘱を解く	法務省	
		六八	六九	一〇	一〇	一〇	副検事選考審査会予備委員の併任を解除する	法務省	
		六九	七〇	一〇	一〇	一〇	法務省共済組合運営審議会委員を命ずる	法務省	

法務省										原田明夫
年		月		日		事項		名		
昭和六三	五	九	一〇	一六	二四	六	一	法務省	法務省	昭和六三年六月三〇日までとする
平成元	六	一	四	三	一	七	一	最高裁判所	最高裁判所	公証人審査会委員に併任する
平成元	一	一	一	一	一	一	一	法務省	法務省	併任の期間は昭和六四年一二月三一日までとする
平成元	一	一	一	一	一	一	一	最高裁判所	最高裁判所	併任の期間は昭和六三年一二月三一日までとする
平成元	一	一	一	一	一	一	一	法務省	法務省	併任の期間は平成元年一二月三一日までとする
平成二	二	一	一	一	一	一	一	法務省	法務省	併任の期間は平成二年一二月三一日までとする
平成二	四	一	一	一	一	一	一	最高裁判所	最高裁判所	併任の期間は平成二年一二月三一日までとする

法務省		年	月	日	事	項	原田明夫
平成二年六月一日	検察官特別考試審査会臨時委員に併任する	併任の期間は平成二年一二月三一日までとする	法務省				
法務省共済組合運営審議会委員を命ずる	法務審議会幹事に併任する	法務審議会幹事に併任する	法務省				
平成三年度司法試験（第二次試験）考査委員に併任する	併任の期間は平成三年一二月三一日までとする	併任の期間は平成三年一二月三一日までとする	法務省				
最高検察庁検事に配置換する	法務大臣官房人事課長に充てる	検察官特別考試審査会臨時委員に併任する	法務省				
司法修習生考試委員会委員を委嘱する	併任の期間は平成三年一二月三一日までとする	公証人審査会委員に併任する	法務省				
平成四年度司法試験（第二次試験）考査委員に併任する	併任の期間は平成四年一二月三一日までとする	最高裁判所	法務省				
盛岡地方検察庁検事正に配置換する	盛岡地方検察庁検事正に配置換する						
法務省人事管理官を免ずる	法務省人事管理官を免ずる						
法務省共済組合運営審議会委員を免ずる	法務省共済組合運営審議会委員を免ずる						
法務審議会幹事の併任を解除する	法務審議会幹事の併任を解除する						

8 丁		法務省				原田明夫	法務省
年	月	日	事項	法務省			
平成四	四	一五	公証人審査会委員の併任を解除する				
〃	〃	五	司法修習生考試委員会委員の委嘱を解く				
六	二二	六	平成四年度司法試験（第二次試験）考查委員の併任を解除する				
五	九	一三	最高検察庁検事に配置換する				
〃	一二	二二	法務大臣官房長に充てる				
六	一	〃	法制審議会幹事に併任する				
一	一一	第一二八回国会政府委員を命ずる					
一	一一	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二五条による合同委員会日本政府代表代理を命ずる	内閣	〃			
一	一〇	日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第二一〇条による合同会議日本政府代表代理を命ずる					
二	一	二八	最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会委員に任命する	内閣	〃		
二	一〇	三一	第一二九回国会政府委員を命ずる	内閣	最高裁判所		
九	一	五	第一三回国会政府委員を命ずる				
二	二〇	第一三回国会政府委員を命ずる					
二	二九	第一三四回国会政府委員を命ずる					
法制審議会幹事に併任する							
法務省	〃	〃	法務省	原田明夫			

9 丁

法務省

年 月 日

事 項

原 田 明 夫

平成 八

一 一六

法務省刑事局長に充てる

検察官特別考試審査会委員に併任する

副検事選考審査会委員に併任する

第一三六回国会政府委員を命ずる

法制審議会刑事法部会委員に併任する

法制審議会少年法部会委員に併任する

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する

協定第二五条による合同委員会日本政府代表代理を免ずる

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第二〇条による合

同会議日本政府代表代理を免ずる

最高裁判所刑事規則制定諮問委員会委員に任命する

司法修習生考試委員会員を委嘱する

青少年問題審議会幹事に任命する

自然環境保全審議会幹事に任命する

動物保護審議会幹事に任命する

第一三九回国会政府委員を命ずる

第一四〇回国会政府委員を命ずる

内閣

外務省

最高裁判所

総理府

最高裁判所

法務省											年	月	日	事項	原田明夫	
平成	九	九	二九	第一四一回国会政府委員を命ずる	内閣	法務省										
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一二	一二	一二	第一四二回国会政府委員を命ずる	内閣	法務省
六	六	二八	二四	七	二六	二二	二一	二三	二六	二八	二四	二四	二四	法制審議会幹事に併任する	内閣	法務省
														法制審議会少年法部会委員に併任する	内閣	法務省
														法制審議会次官に任命する	内閣	法務省
														司法試験管理委員会委員長に併任する	内閣	法務省
														司法修習生考試委員会委員の委嘱を解く	内閣	法務省
														公害対策会議幹事に任命する	内閣	法務省
														海外移住審議会幹事に任命する	内閣	法務省
														国有財産中央審議会委員に併任する	内閣	法務省
														最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会委員を免ずる	内閣	法務省
														最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会委員を免ずる	内閣	法務省
														高齢社会対策会議幹事に任命する	内閣	法務省
														国会等移転審議会幹事に任命する	内閣	法務省
														中央交通安全対策会議幹事に任命する	内閣	法務省
														消費者保護会議幹事に任命する	内閣	法務省

11 丁		法務省		年 月 日	事項	原田明夫
平成二一	四	八	東日本電信電話株式会社設立委員を命ずる			
	八	二〇	西日本電信電話株式会社設立委員を命ずる			
			大韓民国へ出張を命ずる			
			出張期間は平成二一年九月一日から同月四日までとする			
				法務省	郵政省	

3 丁		省務法		年月日		松浦恂	
年	月	日	事項	名	省務法	松浦恂	
昭和五八	九	五	法務省刑事局青少年課長に充てる				
五九	三	二六	法務審議会幹事に併任する				
六〇	三	五	イス、フランス、イタリア、連合王国、オランダ、西ドイツへ出張				
六〇	九	五	命ずる				
"	一一	一五	出張期間は昭和六〇年三月二二五日から同年四月一三日までとする				
"	九	一	法務審議会幹事に併任する				
"	九	一	東京高等検察庁検事に配置換する				
"	九	一	法務省刑事局青少年課長に充てる				
"	一二	一	法務省刑事局青少年課長に充てることを解く				
"	一二	二	法務審議会幹事の併任を解除する				
"	一二	二	東京地方検察庁検事に配置換する				
"	一二	二	東京地方検察庁公安部長を命ずる				
平成二	四	五	東京高等検察庁検事に配置換する				
"	九	一七	東京高等検察庁総務部長に充てる				
"	九	一七	公安調査官を命ずる				
"	三	九	公安調査官を命ずる				
"	三	九	山形地方検察庁検事正に配置換する				
"	一七	一七	公安調査官を免ずる				
公 安 調 査 庁	法 务 省	公 安 調 査 庁	法 务 省	公 安 調 査 庁	法 务 省	松 浦 恒	名

4 丁		法務省										松浦恂	
年	月	日	事		項		法務省	松浦恂					
			平成四	一二二	一〇	最高検察官に配置換する							
一〇	九	〃	八	〃	七	〃	〃	最高検察官を命ずる	内閣	公安部調査	法務省	松浦恂	
一一	一	一一	四	一	一一	二二	一〇	第一二六回国会政府委員を命ずる	〃	〃	法務省	松浦恂	
一二	一	一一	六	一	一一	二五	五	第一三一回国会政府委員を命ずる	内閣	公安部調査	法務省	松浦恂	
一二	一四	一一	三	一〇	一一	一二	五	東京高等検察官に配置換する	〃	〃	法務省	松浦恂	
								東京高等検察官を命ずる	内閣	公安部調査	法務省	松浦恂	
								東京高等検察官を免ずる	〃	〃	法務省	松浦恂	
								最高裁判所刑事法部会委員に併任する	内閣	公安部調査	法務省	松浦恂	
								法制審議会刑事法部会委員に併任する	〃	〃	法務省	松浦恂	
								かねて東京高等検察官総務部長を命ずる	内閣	公安部調査	法務省	松浦恂	
								最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会委員に任命する	〃	〃	法務省	松浦恂	
								かねて東京高等検察官総務部長を命ずる	内閣	公安部調査	法務省	松浦恂	
								東京高等検察官総務部長を免ずる	内閣	公安部調査	法務省	松浦恂	
								かねて東京高等検察官総務部長を免ずる	内閣	公安部調査	法務省	松浦恂	
								東京高等検察官総務部長を免ずる	内閣	公安部調査	法務省	松浦恂	
								横浜地方検察官検事正に配置換する	内閣	公安部調査	法務省	松浦恂	
								最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会委員を免ずる	内閣	公安部調査	法務省	松浦恂	
								最高裁判所に任命する	内閣	公安部調査	法務省	松浦恂	
								検事長に任命する	内閣	公安部調査	法務省	松浦恂	
								最高裁判所	内閣	公安部調査	法務省	松浦恂	

5 丁

法務省

年

月

日

事

項

松浦

恂

一級に叙する
仙台高等検察庁検事長に補する

法務省
内閣

1 丁		法務省		出生年月日	昭和一五年 二月一四日	氏名	河内悠紀
年	月	出生地	現住所				
三八	九	司法試験第二次試験合格	京都大学法学部卒業	三九	三	三九	三九
四一	四	司法修習生を命ずる	京都大学法学部卒業	四一	一	三九	三九
四二	八	司法修習生の修習終了	京都大学法学部卒業	四二	八	三九	三九
四四	五	検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する	京都大学法学部卒業	四四	三	三九	三九
一五	二〇	大分地方検察庁検事に配置換する	京都大学法学部卒業	一五	二五	三九	三九
二七	八	東京地方検察庁検察官事務取扱を命ずる	京都大学法学部卒業	二七	三	三九	三九
二九	九	東京地方検察庁検察官事務取扱を免する	京都大学法学部卒業	二九	二五	三九	三九
一九	一九	長野地方検察庁検察官事務取扱を免する	京都大学法学部卒業	一九	二〇	三九	三九
		東京地方検察庁検事に配置換する	京都大学法学部卒業			法務省	法務省
			最高検察庁			最高裁判所	最高裁判所
						司法試験管理委員会	司法試験管理委員会

法務省				年	月	日	事	項	河内悠紀
				昭和四六	八	一六	徳島地方検察庁検事に配置換する		法務省
				"	一一	三三	東京地方検察庁検察官事務取扱を命ずる		
							ただし、期間は昭和四六年一二月一一日までとする		
				四九	一	三一	アメリカ合衆国へ出張を命ずる		
							出張期間は昭和四九年二月二〇日から同年七月二〇日までとする		
				五〇	三	二四	横浜地方検察庁検事に配置換する		
							"		
				五一	六	二五	東京地方検察庁検察官事務取扱を命ずる		
				"	九	一八	東京地方検察庁検察官事務取扱を免ずる		
				五二	三	二五	東京地方検察庁検事に配置換する		
							"		
				五七	三	二五	法務総合研究所研究官・法務総合研究所研究第二部室長研究官に充て る		
							東京高等検察庁 法務省		
				"			"		

法務省				年	月	日	事項	河内悠紀名
3	丁	昭和六〇	三	年	月	日	法務省	河内悠紀名
四	三	二五	二五	法務総合研究所研究官・法務総合研究所研究第二部室長研究官に充てることを解く				
九	一二	二八	一	法務審議会幹事に併任する				
一	三	一	一一	大韓民国へ出張を命ずる				
		二八	一二	出張期間は昭和六〇年一一月一九日から同年一一月二二日までとする				
		六二	一	昭和六二年度司法修習生考試につき司法修習生考試委員会考查委員を委嘱する				
		平成元	二七	横浜地方検察庁検事に配置換する				
		八	三	横浜地方検察庁刑事部長を命ずる				
		二四	二八	東京高等検察庁検事に配置換する				
		六	二四	東京地方検察庁検事に配置換する				
		二	八	東京地方検察庁交通部長を命ずる				
		一	九	東京地方検察庁刑事部長を命ずる				
		一二	一	法務審議会少年法部会委員に併任する				
		三	三	東京高等検察庁検事に配置換する				
		一	一	東京高等検察庁刑事部長を命ずる				
		法務審議会少年法部会委員に併任する						

法務省										年	月	日	事項	法務省	河内悠紀
平成	四	二二	一〇	最高検察官に配置換する	内閣	法務省	河内悠紀								
〃	〃	二五	二五	法制審議会少年法部会委員の併任を解除する	〃	〃	〃	平成	四	二二	一〇	最高検察官に配置換する	内閣	法務省	河内悠紀
一〇	八	二九	一九	盛岡地方検察官検事正に配置換する	内閣	法務省	河内悠紀	平成	四	二二	一〇	最高検察官に配置換する	内閣	法務省	河内悠紀
一一	一一	一一	一一	最高検察官検事に配置換する	内閣	法務省	河内悠紀	平成	四	二二	一〇	最高検察官に配置換する	内閣	法務省	河内悠紀
一一	一一	一一	一一	最高検察官を命ずる	内閣	法務省	河内悠紀	平成	四	二二	一〇	最高検察官を命ずる	内閣	法務省	河内悠紀
一一	一一	一一	一一	第一三一回国会政府委員を命ずる	内閣	法務省	河内悠紀	平成	四	二二	一〇	最高検察官を命ずる	内閣	法務省	河内悠紀
一一	一一	一一	一一	第一三四回国会政府委員を命ずる	内閣	法務省	河内悠紀	平成	四	二二	一〇	最高検察官を命ずる	内閣	法務省	河内悠紀
一一	一一	一一	一一	オランダ、チエツコ、ドイツ、オーストリアへ出張を命ずる	内閣	法務省	河内悠紀	平成	四	二二	一〇	最高検察官を命ずる	内閣	法務省	河内悠紀
一一	一一	一一	一一	出張期間は平成八年一〇月七日から同年一〇月一八日までとする	内閣	法務省	河内悠紀	平成	四	二二	一〇	最高検察官を命ずる	内閣	法務省	河内悠紀
一一	一一	一一	一一	京都地方検察官検事正に配置換する	内閣	法務省	河内悠紀	平成	四	二二	一〇	最高検察官を命ずる	内閣	法務省	河内悠紀
一一	一一	一一	一一	最高検察官次長に充てることを解く	内閣	法務省	河内悠紀	平成	四	二二	一〇	最高検察官を命ずる	内閣	法務省	河内悠紀
一一	一一	一一	一一	最高検察官を免ずる	内閣	法務省	河内悠紀	平成	四	二二	一〇	最高検察官を免ずる	内閣	法務省	河内悠紀
一一	一一	一一	一一	最高検察官に配置換する	内閣	法務省	河内悠紀	平成	四	二二	一〇	最高検察官に配置換する	内閣	法務省	河内悠紀
一一	一一	一一	一一	最高検察官研究所長に充てる	内閣	法務省	河内悠紀	平成	四	二二	一〇	最高検察官研究所長に充てる	内閣	法務省	河内悠紀
一一	一一	一一	一一	副検事選考審査会委員に併任する	内閣	法務省	河内悠紀	平成	四	二二	一〇	副検事選考審査会委員に併任する	内閣	法務省	河内悠紀
一一	一一	一一	一一	簡易裁判所判事選考委員会委員を委嘱する	内閣	法務省	河内悠紀	平成	四	二二	一〇	簡易裁判所判事選考委員会委員を委嘱する	内閣	法務省	河内悠紀
一一	一一	一一	一一	司法修習生考試委員会委員を委嘱する	内閣	法務省	河内悠紀	平成	四	二二	一〇	司法修習生考試委員会委員を委嘱する	内閣	法務省	河内悠紀

5 T

法務省

年

月

三

事

項

河內悠紀

中華人民共和国へ出張を命ずる
出張期間は平成二年六月七日

出張期間は平成二年六月七日から同月二三日までとする

法務省

内閣総理大臣 小渕 恵三 殿

東京高等検察庁検事長

退官願

検事略歴

本籍

ムヤマ ヒロシ

村山 弘義

昭和12年 1月13日生

昭和34年 3月

新潟大学人文学部卒

昭和35年 4月

司法修習生

発令日

所属

昭和37年 4月10日	札幌地検検事
昭和38年 3月25日	釧路地検検事
昭和39年 3月25日	浦和地検熊谷支部検事
昭和40年12月28日	東京地検検事
昭和42年12月28日	名古屋地検検事
昭和45年 3月27日	千葉地検検事
昭和48年 3月23日	東京地検検事
昭和50年 4月11日	司法研修所教官
昭和53年 4月 7日	東京地検検事
昭和54年 8月15日	法務省入国管理局警備課長
昭和57年 3月25日	東京地検検事
昭和58年 1月12日	東京高検検事
昭和58年 4月 1日	横浜地検刑事部長
昭和59年 3月26日	広島地検次席検事
昭和62年 3月27日	東京高検検事
昭和63年 7月 4日	福岡地検次席検事
平成 2年 1月22日	最高検検事
平成 3年12月12日	長野地検検事正
平成 5年 6月25日	福岡地検検事正
平成 6年12月 5日	最高検検事
平成 7年 2月13日	最高検公判部長
平成 7年 8月11日	最高検公安部長
平成 9年 6月 4日	札幌高検検事長
平成10年 6月23日	名古屋高検検事長
平成11年 4月26日	東京高検検事長

内閣總理大臣 小渕恵三殿

次長檢事

退 官 願

検事略歴

本籍

ホリグチ カツマサ
堀口 勝正

昭和12年12月22日生

昭和35年 3月 中央大学法学部卒
昭和36年 4月 司法修習生

発令日

所属

昭和38年 4月 9日	京都地検検事
昭和39年 3月25日	旭川地検検事
昭和41年 8月15日	東京地検検事
昭和43年 8月20日	大分地検検事
昭和46年 8月16日	横浜地検小田原支部検事
昭和49年 3月23日	東京地検八王子支部検事
昭和51年 3月22日	東京地検検事
昭和53年 3月24日	札幌地検刑事部長
昭和55年 8月15日	東京地検検事
昭和57年 3月25日	東京地検八王子支部検事
昭和58年 4月 1日	東京地検検事
昭和58年 8月15日	東京高検検事
昭和59年 3月26日	千葉地検刑事部長
昭和62年 3月27日	広島地検次席検事
昭和63年12月 2日	東京地検公判部長
平成 2年 4月 5日	東京高検公判部長
平成 2年 8月 6日	最高検検事
平成 3年10月16日	奈良地検検事正
平成 5年 7月 2日	水戸地検検事正
平成 7年 7月31日	最高検総務部長
平成 8年 6月20日	最高検刑事部長
平成 9年12月 2日	次長検事